

8 参考資料 目次

《関係法規等》

- ・健康増進法(抜粋)
- ・健康増進法施行規則(抜粋)
- ・北九州市健康増進法施行細則
- ・北九州市給食施設等指導要綱
- ・厚生労働省通知(令和2年3月31日健健発0331号)
特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について
別添2 特定給食施設が行う栄養管理に係る留意事項について

《その他》

- ・特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について
(令和2年3月31日健健発0331号)(全文)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000637208.pdf>
- ・「日本人の食事摂取基準」(2020年版)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/eiyoku/syokuji_kijyun.html
- ・「大量調理施設衛生管理マニュアル」
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000168026.pdf>
- ・健康日本21(第二次)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kenkounippon21.html
- ・食生活指針
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128503.html>
- ・第二次北九州市健康づくり推進プラン
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/17200303.html>
- ・第三次北九州市食育推進計画
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/17200369.html>

健康増進法(抜粋)

(平成十四年八月二日)

(法律第百三号)

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

(国民の責務)

第二条 国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 健康増進事業実施者は、健康教育、健康相談その他国民の健康の増進のために必要な事業(以下「健康増進事業」という。)を積極的に推進するよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第五条 国、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(都道府県による専門的な栄養指導その他の保健指導の実施)

第十八条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 二 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと。
- 三 前二号の業務に付随する業務を行うこと。

2 都道府県は、前条第一項の規定により市町村が行う業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行うものとする。

(平一八法八三・一部改正)

(栄養指導員)

第十九条 都道府県知事は、前条第一項に規定する業務(同項第一号及び第三号に掲げる業務については、栄養指導に係るものに限る。)を行う者として、医師又は管理栄養士の資格を有する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、栄養指導員を命ずるものとする。

(特定給食施設の届出)

第二十条 特定給食施設(特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

(特定給食施設における栄養管理)

第二十一条 特定給食施設であって特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。

- 2 前項に規定する特定給食施設以外の特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定給食施設に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。
- 3 特定給食施設の設置者は、前二項に定めるもののほか、厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならない。

(指導及び助言)

第二十二条 都道府県知事は、特定給食施設の設置者に対し、前条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第二十三条 都道府県知事は、第二十一条第一項の規定に違反して管理栄養士を置かず、若しくは同条第三項の規定に違反して適切な栄養管理を行わず、又は正当な理由がなくて前条の栄養管理をしない特定給食施設の設置者があるときは、当該特定給食施設の設置者に対し、管理栄養士を置き、又は適切な栄養管理を行うよう勧告をすることができる。

- 2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた特定給食施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定給食施設の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入検査等)

第二十四条 都道府県知事は、第二十一条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定給食施設の設置者若しくは管理者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は栄養指導員に、当該施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査又は質問をする栄養指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第二項の規定に基づく命令に違反した者

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十二条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

一 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

健康増進法施行規則(抜粋)

(平成十五年四月三十日)
(厚生労働省令第八十六号)

(特定給食施設)

第五条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に一回百食以上又は一日二百五十食以上の食事を供給する施設とする。

(特定給食施設の届出事項)

第六条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 給食施設の名称及び所在地
- 二 給食施設の設置者の氏名及び住所(法人にあつては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 三 給食施設の種類
- 四 給食の開始日又は開始予定日
- 五 一日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数
- 六 管理栄養士及び栄養士の員数

(特別の栄養管理が必要な給食施設の指定)

第七条 法第二十一条第一項の規定により都道府県知事が指定する施設は、次のとおりとする。

- 一 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であつて、継続的に一回三百食以上又は一日七百五十食以上の食事を供給するもの
- 二 前号に掲げる特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であつて、継続的に一回五百食以上又は一日千五百食以上の食事を供給するもの

(特定給食施設における栄養士等)

第八条 法第二十一条第二項の規定により栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない特定給食施設のうち、一回三百食又は一日七百五十食以上の食事を供給するものの設置者は、当該施設に置かれる栄養士のうち少なくとも一人は管理栄養士であるように努めなければならない。

(栄養管理の基準)

第九条 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者(以下「利用者」という。)の身体の状態、栄養状態、生活習慣等(以下「身体の状態等」という。)を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
- 二 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- 三 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。
- 四 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。
- 五 衛生の管理については、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)その他関係法令の定めるところによること。

(栄養指導員の身分を証す証票)

第十条 法第二十四条第二項に規定する栄養指導員の身分を示す証明書は、別記様式第二号による。

北九州市健康増進法施行細則

平成 15年 12月 1日

規則 第 97号

(趣 旨)

第1条 健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)の施行については、健康増進法施行令(平成14年政令第361号)及び健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(国民健康・栄養調査の調査世帯の指定の通知)

第2条 省令第2条第2項の規定による通知は、国民健康・栄養調査世帯指定通知書(第1号様式)により行うものとする。

第3条 法第20条第1項の規定による事業の開始の届出は、給食事業開始届(第2号様式)によるものとする。

(届出事項の変更の届出)

第4条 法第20条第2項の規定による届出事項の変更の届出は、給食事業変更届(第3号様式)によるものとする。

(特定給食施設の事業の廃止等の届出)

第5条 法第20条第2項の規定による事業の休止又は廃止の届出は、給食事業廃止(休止)届(第4号様式)によるものとする。

(管理栄養士の必置の指定等)

第6条 市長は、法第21条第1項の規定による指定は、管理栄養士必置指定通知書(第5号様式)により、法第20条第1項に規定する特定給食施設(以下「特定給食施設」という。)の設置者に通知することにより行うものとする。

2 市長は、前項の指定をした特定給食施設が省令第7条の規定に該当しなくなったと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。この場合においては、管理栄養士必置指定取消通知書(第6号様式)により、当該特定給食施設の設置者に通知するものとする。

(栄養管理の報告)

第7条 法第24条第1項の規定に基づく報告は、毎年5月及び11月に実施した給食について、それぞれの月の翌月の10日までにしなければならない。

(委 任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

付 則 この規則は、公布の日から施行する。

北九州市特定給食施設等指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)第18条第1項第2号、同項第3号及び第22条に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施に関する指導及び助言を行うため、同法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。)及び、北九州市健康増進法施行細則(平成15年北九州市規則第97号。以下「細則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設の定義)

第2条 この要綱における対象施設は、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、1回50食以上又は1日100食以上の食事を継続的(食事の供給が週4回以上であり、それが1月以上実施されていることをいう。)に供給する施設(以下「特定給食施設等」という。)とし、次に掲げる区分とする。

- (1)法第20条第1項に規定する特定給食施設(以下「特定給食施設」という。)
- (2)特定給食施設以外の施設(以下「小規模給食施設」という。)
- (3)上記未滿であっても、市長が栄養管理を必要と認める施設は指導対象とする。

(小規模給食施設の届出等)

第3条 施設の設置者は事業の開始の日から1月以内に、市長に、給食事業開始届(細則第2号様式)を提出するものとする。

- 2 前項の規定による届出をした者は、届出事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、給食事業変更届(細則第3号様式)を市長あて提出するものとする。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、給食事業を休止(学校給食の夏休みを除き、1月以上給食事業を休止することをいう。)し、又は廃止したときは、給食事業廃止(休止)届(細則第4号様式)を、休止又は廃止の日から1月以内に市長あて提出するものとする。

(小規模給食施設における栄養管理)

第4条 施設の設置者は、規則第9条の栄養管理の基準に準じて栄養管理を実施するものとする。

(小規模給食施設の報告)

第5条 施設の設置者は、毎年5月及び11月に実施した給食について、栄養管理報告書を作成し、翌月の10日までに市長に提出するものとする。

(小規模給食施設における帳票の整備及び保存等)

第6条 施設の設置者は、献立表その他必要な帳簿等(以下「帳簿等」という。)を作成し、当該施設にお

いて保管するものとする。

- 2 前項に規定する帳簿等は、法第19条の栄養指導員(以下「栄養指導員」という。)の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(特定給食施設等の指導)

第7条 栄養指導員は、特定給食施設等の設置者に対し、栄養管理の実施に関し必要があると認めた場合は、適切な指導及び助言を行うものとする。

- 2 前項の規定による指導及び助言を行った場合には、指導内容について特定給食施設等指導票(別紙様式1号)にその内容を記録しなければならない。
- 3 第1項の規定による指導及び助言については、必要に応じて特定給食施設等栄養指導票(別紙様式2号)により文書指導を行い、改善結果の報告を求めるものとする。

(管理栄養士配置指導)

第8条 市長は、法第21条第1項の規定により管理栄養士の必置を指定した施設が管理栄養士を配置していない場合は、管理栄養士配置計画書の提出を求め、改善が見られない時は勧告を行うものとする。

(台帳の整備)

第9条 栄養指導員は、特定給食施設等の設置者から提出された各種届出について、特定給食施設等管理台帳(別紙様式3号)を整備し、特定給食施設等指導票に基づき、継続的指導を実施するものとする。

(附則)

- 1 この要領は、平成21年4月20日から実施する。

厚生労働省通知(令和2年3月31日健健発0331号)

特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について 別添2

特定給食施設が行う栄養管理に係る留意事項について

(令和2年3月31日付け健健発0331第2号別添2)

第1 趣旨

健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき設置・届出された特定給食施設において、当該特定給食施設の設置者は、法第21条第3項の規定により、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第9条の基準(以下「栄養管理基準」という。)に従って適切な栄養管理を行わなければならないこととされているところ、本留意事項は、その運用上の留意点を示したものである。

特定給食施設の設置者及び管理者は、適切な栄養管理がなされるよう、体制を整えること。

なお、給食業務を委託している場合にあっては、栄養管理の責任は施設側にあるので、委託事業者の業務の状況を定期的に確認し、必要な指示を行うこと。

第2 特定給食施設が行う栄養管理について

1 身体の状態、栄養状態等の把握、食事の提供、品質管理及び評価について

(1) 利用者の性、年齢、身体の状態、食事の摂取状況、生活状況等を定期的に把握すること。

なお、食事の摂取状況については、可能な限り、給食以外の食事の状況も把握するよう努めること。

(2) (1)で把握した情報に基づき給与栄養量の目標を設定し、食事の提供に関する計画を作成すること。

なお、利用者間で必要な栄養量に差が大きい場合には、複数献立の提供や量の調整を行う等、各利用者に対して適切な選択肢が提供できるよう、工夫すること。複数献立とする場合には、各献立に対して給与栄養量の目標を設定すること。

(3) (2)で作成した計画に基づき、食材料の調達、調理及び提供を行うこと。

(4) (3)で提供した食事の摂取状況を定期的に把握するとともに、身体状況の変化を把握するなどし、これらの総合的な評価を行い、その結果に基づき、食事計画の改善を図ること。

(5) なお、提供エネルギー量の評価には、個々人の体重、体格の変化並びに肥満及びやせに該当する者の割合の変化を参考にすること。

ただし、より適切にエネルギー量の過不足を評価できる指標が他にある場合はこの限りではない。

2 提供する食事(給食)の献立について

(1) 給食の献立は、利用者の身体の状態、日常の食事の摂取量に占める給食の割合、嗜好等に配慮するとともに、料理の組合せや食品の組合せにも配慮して作成するよう努めること。

(2) 複数献立や選択食(カフェテリア方式)のように、利用者の自主性により料理の選択が行われる場合には、モデル的な料理の組合せを提示するよう努めること。

3 栄養に関する情報の提供について

- (1) 利用者に対し献立表の掲示や熱量、たんぱく質、脂質、食塩等の主要栄養成分の表示を行うなど、健康や栄養に関する情報の提供を行うこと。
- (2) 給食は、利用者が正しい食習慣を身に付け、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得する良い機会であるため、各々の施設の実情に応じ利用者等に対して各種の媒体を活用することなどにより知識の普及に努めること。

4 書類の整備について

- (1) 献立表など食事計画に関する書類とともに、利用者の身体状況など栄養管理の評価に必要な情報について適正に管理すること。
- (2) 委託契約を交わしている場合は、委託契約の内容が確認できるよう委託契約書等を備えること。

5 衛生管理について

給食の運営は、衛生的かつ安全に行われること。具体的には、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、「大規模食中毒対策等について」(平成9年3月24日付け衛食第85号生活衛生局長通知)の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」その他関係法令等の定めるところによること。

第3 災害等の備え

災害等発生時であっても栄養管理基準に沿った適切な栄養管理を行うため、平時から災害等発生時に備え、食料の備蓄や対応方法の整理など、体制の整備に努めること。

北九州市の関係機関

部署名	住所	電話番号	担当業務
保健福祉局健康推進課	小倉北区城内 1-1	582-2018	特定給食施設等の届出及び栄養管理に関すること
子ども家庭局保育課	小倉北区城内 1-1	582-2413	保育所給食に関すること
教育委員会学校保健課	小倉北区大手町 1-1	582-2381	学校給食に関すること
保健福祉局 東部生活衛生課 広域食品指導係	小倉北区西港町 94-9	583-2048	集団給食施設の衛生指導
保健福祉局 東部生活衛生課 食品衛生係	小倉北区馬借 1-7-1	522-8728	食品関係営業施設に係る許可、給食施設の届出、及び衛生指導
保健福祉局 西部生活衛生課 食品衛生係	八幡西区黒崎 3-15-3	642-1818	

《参考文献》

- ・日本人の食事摂取基準(2020年版)(厚生労働省)
- ・日本人の食事摂取基準(2015年版)(厚生労働省)
- ・大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)
- ・給食の手引(福岡市)
- ・給食施設における栄養管理の手引き(奈良市)
- ・特定給食施設等～栄養管理の手引き～(浜松市)
- ・健康増進法に基づく給食施設のための栄養管理の手引き(横浜市)
- ・東京都特定給食施設等管理運営の手引(東京都)

特定給食施設等の手引き

令和5年3月改訂

北九州市保健福祉局健康推進課

住所:〒803-8501 北九州市小倉北区内 1-1

メールアドレス:ho-kenkou@city.kitakyushu.lg.jp

電話:093-582-2018